

議案第133号

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(衛生管理等) 第33条 [略] 2 [略] 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、 <u>別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。</u> この場合において、同令第9条の8第1項中「 <u>法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）</u> における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「 <u>病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）</u> における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「 <u>法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）</u> にお	(衛生管理等) 第33条 [略] 2 [略] 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、 <u>別表1の2及び別表1の3の規定を準用する。</u> この場合において、同令第9条の8第1項中「 <u>法第15条の2の規定による人体から排出され</u> 」とあるのは「 <u>人体から排出され</u> 」と、同条第2項中「 <u>法第15条の2の規定による検体検査</u> 」とあるのは「 <u>検体検査</u> 」と、第9条の9第1項中「 <u>法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術</u> 」とあるのは「 <u>医療機器又は医学的処置</u> 」と、第9条の12中「 <u>法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器</u> 」とあるのは「 <u>医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器</u> 」と、第9条の13中「 <u>法第15条の2の規定による医療</u> 」とあるのは「 <u>医療</u> 」と読み替

ける厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 省令第5条第2項第2号ロ及び第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
- (2)～(4) [略]

えるものとする。

- (1) 省令第5条第2項第2号ロ及び省令第45条第2項第2号ロに規定する検体検査の業務
- (2)～(4) [略]

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。